

# 青森県報

号外第八十五号

平成十五年  
九月十九日  
(金曜日)

## 目 次

海区漁業調整委員会

西部海区管内の沿岸海域に来遊するさけ資源の繁殖保護の指示

(事務局) : 一

西部海区管内におけるふぐはえなわ漁業の操業の指示

(同) : 三

## 海区漁業調整委員会

青森県西部海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、西部海区管内の沿岸海域に来遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成十五年九月十九日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 船橋正良

一 河口周辺における操業の制限

1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十五年十月一日から同年十二月三十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海 域 漁 業

赤石川河口	川内川河口 川内川河口中央から半径千五百メートル以内の海 域	小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域	野辺地川河口 野辺地川河口中央から半径五百メートル以内の海 域	固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
	清水川河口 清水川河口中央から半径五百メートル以内の海 域	小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
	清水川河口 清水川河口中央から半径五百メートル以内の海 域	小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
	十三湖水戸口 十三湖水戸口中央から半径千メートル以内の海 域	小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
中村川河口	十三湖水戸口 十三湖水戸口中央から半径千メートル以内の海 域	小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
次の一ア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ直線	中村川河口	小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域	十三湖水戸口 十三湖水戸口中央から半径千メートル以内の海 域	小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
ア 河口左岸から真方位一百六十三度三十分三 メートルの点	十三湖水戸口 十三湖水戸口中央から半径千メートル以内の海 域	小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
イ 点アから真方位三百四十七度三十分五百メー トルの点	十三湖水戸口 十三湖水戸口中央から半径千メートル以内の海 域	小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
ウ 点エから真方位三百四十六度三十分五百メー トルの点	十三湖水戸口 十三湖水戸口中央から半径千メートル以内の海 域	小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
エ 河口右岸から真方位七十三度三十分三百メー トルの点	十三湖水戸口 十三湖水戸口中央から半径千メートル以内の海 域	小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

3

ア 河口左岸から真方位一百四十六度三十分三百メートルの点	追良瀬川河口
イ 点アから真方位三百三十六度三十分五百メートルの点	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
ウ 点工から真方位五百一十一度三十分五百メートルの点	ア 河口左岸から真方位一百二度三十分五百メートルの点
エ 河口右岸から真方位五十二度三十分三百メートルの点	トルの点
オ 河口右岸から真方位二十一度三十分五百メートルの点	追良瀬川河口
カ 河口右岸から真方位二十一度三十分五百メートルの点	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
キ 河口左岸から真方位三百九度三十分八百五十メートルの点	ア 河口左岸から真方位三百九度三十分八百五十メートルの点
ク 河口右岸から真方位二十度三十分千メートルの点	イ 点アから真方位三百九度三十分八百五十メートルの点
ケ 笹内川河口	ウ 点工から真方位三百九度三十分八百五十メートルの点
コ 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域	トルの点
サ 河口左岸から真方位五百一十一度三十分五百メートルの点	東津軽郡平館村大字石崎、金釜岩（鉢ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位一百九十一度三十分の線との間ににおける最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域
シ 点アから真方位五百一十一度三十分五百メートルの点	東津軽郡平館村大字石崎、金釜岩（鉢ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位一百九十一度三十分の線との間ににおける最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域
ス 河口右岸から真方位二十一度三十分五百メートルの点	網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
テ 笹内川河口	小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
ト 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域	小型定置漁業（いわしお）、いわしあじ、いわいかを対象とした小型定置漁業を除く。
ナ 河口左岸から真方位五百一十一度三十分五百メートルの点	東津軽郡平館村大字石崎、金釜岩（鉢ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位一百九十一度三十分の線との間ににおける最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域
ハ 点アから真方位五百一十一度三十分五百メートルの点	東津軽郡平館村大字石崎、金釜岩（鉢ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位一百九十一度三十分の線との間ににおける最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域
ヒ 点工から真方位五百一十一度三十分五百メートルの点	東津軽郡平館村大字石崎、金釜岩（鉢ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位一百九十一度三十分の線との間ににおける最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域
ホ 河口右岸から真方位二十一度三十分五百メートルの点	網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
ト 河口右岸から真方位二十一度三十分五百メートルの点	小型定置漁業（はたを対象とした小型定置漁業及び西津軽郡深浦町大字深浦通称鰯の淵を基点とした小型定置漁業を除く。）

1に掲げる海域においては、平成十五年十月一日から同年十一月三十一日まで

の間、また、2に掲げる海域においては、平成十五年九月二十日から同年十一月二十日までの間、一本づりによりさけを採捕してはならない。

## 二 沿岸域における操業の制限

1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十五年十月一日から同年十一月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海 域	漁 業
東津軽郡平館村大字石崎、金釜岩（鉢ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位一百九十一度三十分の線との間ににおける最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域	固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
東津軽郡平館村大字石崎、金釜岩（鉢ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位一百九十一度三十分の線との間ににおける最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域	小型定置漁業（いわしお）、いわしあじ、いわいかを対象とした小型定置漁業を除く。
北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位一百九十一度三十分の線以南の日本海における最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域	小型定置漁業（はたを対象とした小型定置漁業及び西津軽郡深浦町大字深浦通称鰯の淵を基点とした小型定置漁業を除く。）

2 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十五年九月二十日から同年十一月三十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

## 三 さけ採捕の制限

次の表の上欄に掲げる海域においては、同表中欄に掲げる期間中は、同表下欄に掲げる漁業によりさけを採捕してはならない。

海 域	期 間	漁 業
陸奥湾の海域及び東津軽郡平館村大字石崎、金釜岩（鉢ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線以南の海域	平成十五年十一月十五日から同月十八日まで及び同年十二月十二日から同月十四日まで	小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
東津軽郡平館村大字石崎、金釜岩（鉢ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線との間ににおける海域	平成十五年十月十日から同月十四日まで及び同年十一月五日から同月八日まで	小型定置漁業（いわし、あじ、いかを対象とした小型定置漁業を除く。）、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線以南の日本海の海域	別途指定する平成十五年十月十日から同月二十日までの間ににおける五日間及び同年十一月五日から同月十四日までの間ににおける二日間	定置漁業、小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

平成十五年九月十九日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 船橋正良

## 一 操業の制限

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、動力漁船を使用して行ふふぐの採捕を目的とするはえなわ漁業（以下「はえなわ漁業」という。）の操業をしてはならない。ただし、はえなわ漁業の操業について、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者は、この限りでない。

## 1 制限海域

青森県西津軽郡船作崎灯台中心点の正西線以北、北津軽郡権現崎南灯台中心点の正西線以南の青森県日本海沖合海域

ただし、沖合底引き網漁業禁止区域を除く。

## 2 制限期間

告示の日から平成十五年十一月三十一日まで

## 二 操業の承認

制限海域における承認期間においてはえなわ漁業を営もうとする者は、委員会が別に定める平成十五年度青森県西部海区ふぐはえなわ漁業操業承認事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）により申請し、承認を受けなければならない。

## 1 承認期間

平成十五年十月一日から同年十一月三十一日まで

ただし、赤石川河口左岸から真方位三百二十度の線以南の海域においては、平成十五年十月一日から同月十四日までの期間内は操業してはならない。

## 三 承認対象者

青森県西津軽郡及び北津軽郡に住所を有する者

## 四 承認対象船舶

総トン数十五トン未満船とする。

## 五 承認隻数

七十二隻以内とする。

## 六 操業時間

午前八時から午後三時までとする。

とおり指示する。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、青森県西部海区管内におけるふぐの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業について、次のとおり指示する。

- 八 漁具の標識**  
漁具の総延長は三キロメートル以内とする。
- 九 承認証の交付等**  
操業中の漁具には、漁具標識を明確にするとともに、船名を明記した名札を付さなければならない。
- 一 委員会は、承認したときは、別に定める操業承認証を交付する。**
- 二 操業にあたっては、委員会が交付した操業承認証を携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。**
- 十 標識の表示**  
操業の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の、船橋の両側の見やすい場所に、別に定める標識を表示しなければならない。
- 十一 漁獲成績の報告**  
漁業の承認を受けた者は、操業終了後委員会に漁獲成績を報告しなければならない。
- 十二 委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことができる。**  
平成十五年度青森県西部海区ふぐはえなわ漁業操業承認事務取扱要領
- 一 申請書の提出**
- 1 操業承認申請書は、第一号様式により一部作成し、委員会事務局に提出する**こと。  
2 操業承認申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上提出すること。
- 二 承認等の通知**  
委員会が承認したときは、その者の申請を取りまとめた漁業協同組合を経由して通知する。
- 三 承認証の交付**  
委員会が承認したときは、第一号様式による承認証をその者の所属する漁業協同組合を経由し、申請者又は操業責任者に手交する。
- 四 標識の様式**  
承認を受けた者が船舶の船橋両側面に表示する標識は、第三号様式のとおりとする。
- 五 承認証の書換え**

承認証書換交付の申請は、第四号様式によるほか、その手続きについては一から三までの規定を準用する。

- 六 承認証の再交付**  
承認証を亡失し、又はき損したときは、第五号様式により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続きについては一から三までの規定を準用する。
- 七 漁獲成績の報告**
- 1 漁獲成績報告書は、第六号様式により一部作成し、委員会事務局に提出する**こと。  
2 漁獲成績報告書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上提出すること。

平成15年度ふくはえなわ漁業操業承認申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

私は達は、平成15年度青森県西部海区ふぐはえなわ漁業操業承認事務取扱要領に基づき下記のとおり申請します。

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

## 第2号様式

ふぐはえなわ漁業操業承認証

青海認ふぐなわ第 号

住 所  
氏名又は名称

注1 各文字及び数字は、大きさ8センチメートル以上、太さ2センチメートル以上、間隔2センチメートル以上とする。

注2 文字は黒色とする。

承認番号	青西海調認ふぐはえなわ第 号
操業区域	青森県西津軽郡船作崎灯台中心点の正西線以北、北津軽郡権現崎南灯台中心点の正西線以南の日本海沖合海域
操業期間	平成15年10月1日から12月31日まで ただし、赤石川河口左岸から真方位320度の線以南の海域においては、平成15年10月1日から14日までの期間内は操業してはならない。
根拠地港	
船 名	
漁船登録番号	AM
船 舶	
総トン数	トン
推進機関の種類及び馬力数	馬力
平成 年 月 日	

## 第3号様式

注1 各文字及び数字は、大きさ8センチメートル以上、太さ2センチメートル以上、間隔2センチメートル以上とする。

注2 文字は黒色とする。

## 第4号様式

ふぐはえなわ漁業操業承認証書換え交付申請書

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿 平成 年 月 日

住所  
氏名

印

ふぐはえなわ漁業操業承認証の書換え交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 承認番号	青西海調認ふぐはえなわ第 号
2 承認年月日	平成 年 月 日
3 書換えしようとする事項	

現在の承認内容	書換えしようとする内容

## 4 書換えを必要とする理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県西部海区漁業調整委員会長 印

## 第5号様式

## ふぐはえなわ漁業操業承認証再交付申請書

平成15年度ふぐはえなわ漁獲成績報告書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員長 殿

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員長 殿

住所 氏名

印

- 1 承認番号 青西海調認ふぐはえなわ第  
2 船名及び登録番号 丸 A M -  
3 漁獲状況

陸揚港	漁獲月	とらふぐ		その他のふぐ		その他	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
		kg	千円	kg	千円	kg	千円

ふぐはえなわ漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 記

- 1 承認番号 青西海調認ふぐはえなわ第  
2 承認年月日 平成 年 月 日  
3 亡失(き損)の理由

## 第6号様式

平成15年度ふぐはえなわ漁獲成績報告書

平成 年 月 日

- 注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(発行所 青森市 青長・島 一行人) 森目 一番 県号
(印刷所 青森市 東古川販売 印丁人) 刷自 株一七式 会五社 号

定価小口一枚二付十五円一錢	毎週月・水・金曜日発行
---------------	-------------